

和光大学公正研究・創作に関する委員会規程

(目 的)

第 1 条 和光大学（以下「本学」という。）に、本学における公正な研究・創作の促進及び研究・創作上の不正行為の防止を図るため、公正研究・創作責任者、及び公正研究・創作に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(公正研究・創作責任者)

第 2 条 公正研究・創作責任者は、副学長とする。

2. 公正研究・創作責任者は、次条に規定する委員会の任務について総括する。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究・創作を促進するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の、調査、審理及び判定並びに裁定、学長への報告
- (3) その他公正な研究・創作及び研究・創作上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長 1 名
- (2) 学部長、研究科委員長
- (3) その他委員会が必要と認めた本学内外の者

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は第 4 条第 1 項 1 号の委員をもって充てる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定 足 数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の 3 分の 2 以上によって決する。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 8 条 委員会に関する事務は、企画室において処理する。

(雑 則)

第 9 条 第 3 条第 1 項 2 号に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理、判定及

び裁定に係わる手続きは別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。